

鳴沢村景観形成基準の運用 (移動通信用鉄塔)

趣旨

鳴沢村の景観計画における景観形成基準では、移動通信用鉄塔等に関する基準を明確に示していないため、行政指導の一貫性に乏しく、事業者に不利益を与えてしまう場合や、事業者が行政指導に応じることが難しい場合が見受けられます。

このため、より一層の美しい景観づくりの推進に向け、審査基準を明確にし、基準を公開することで事業者による移動通信鉄塔等の立地や構造等の検討を円滑に進めることを目標とします。

「山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準の運用について」に準じて次のとおり移動通信用鉄塔の景観形成基準について運用します。

■位置

○鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、できるだけ目立たないようにする。

- 1) 主要な道路(国道、主要地方道、村道)にあつては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむをえない場合や移動通信鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合 $L \geq H$

L：道路から移動通信鉄塔等までの距離 (m)

H：移動通信鉄塔等の高さ (m)

◆鋼管及びコンクリート柱の場合 (スリム鉄塔式を含む)

$$L \geq H/2$$

L：道路から移動通信鉄塔等までの距離 (m)

H：移動通信鉄塔等の高さ (m)

※スリム鉄塔式とは、上下同一断面の鉄塔で、鋼管柱型と同断面程度のもの。

※高速道路、自動車専用道路は上記の倍の距離をとるものとする。

※Lは、道路の端部(側溝等の外側)から鉄塔等の外面までの距離とする。

- 2) 県道、村道等にあつては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむをえない場合や移動通信鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合

$$L \geq H/2$$

L：道路から移動通信鉄塔等までの距離 (m)

H：移動通信鉄塔等の高さ (m)

◆鋼管及びコンクリート柱の場合 (スリム鉄塔式を含む)

$$L \geq H/4$$

L：道路から移動通信鉄塔等までの距離 (m)

H：移動通信鉄塔等の高さ (m)

- 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。

既存の樹木がある場合には、道路等から見える樹木をできるだけ残すことにより、樹木による自然な遮へい効果により、鉄塔や機器、フェンス等をできるだけ見えないようにすること。

■形態意匠

○電線・電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。

○形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。

1) 高さ

○ 必要最小限の高さとすること。

○ 景観上重要な地域に設置する場合は、広いエリアをカバーするような大規模な鉄塔は出来る限り避け、小規模な鉄塔による分散化等、景観への影響がより小さくなる手法を検討すること。

○ 建物等の屋上に設置する場合は、建築物の形状や建築物の背後の景観を極力損なわないように配慮し、必要最小限の本数とすること。

【参考】 ・30mを超える鉄塔等は景観への影響が非常に大きいため、必要性を確認するために、事前協議において電波エリア図を求めます。

2) 形状

○ 形状は鋼管柱型もしくはスリム鉄塔式を標準とする。なお、やむを得ず通常の鉄塔式で認めるのは、山林内に隠れ景観に影響がない場合や、施工条件の問題で通常の鉄塔式でなければ建設が不可能であり、かつ、景観に問題が生じない場合とする。ただし、周辺の景観の状況等によっては、他の形状を検討してもよいものとする。

3) 共同化

○ 同じ地点から複数の鉄塔が見えることのないように、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。共同化することが技術的理由等により不可能な場合に限り、やむを得ず新設することを認めるものとする。

○ 事前協議までには、他の移動通信事業者に共同建設又は共架の意向確認を行うものとし、共架意向がある場合、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とするよう配慮すること。なお、共同化の意向がない場合は単独建設を認めるが、その場合、原則として以後3年間は周辺(半径500m)に新たな移動通信鉄塔の建設を認めないものとする。

○ 共同建設又は共架を行う場合には、単独建設に比べ鉄塔の規模や強度を考慮する必要があることから、本運用の内容によらず別途個別に協議を行うことができるものとする。

【参考】

上記基準を審査で担保するため、申請鉄塔について位置台帳を整備し、事前協議における確認作業で活用することとします。申請時においては、座標値(世界測地系)にて位置の明示をお願いします。

■ 色 彩

○色彩については、富士山の眺望や背景となる山並み景観、周辺のまちなみ景観に配慮した色調を用いる。

1) 鉄塔の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

鉄塔(アングル鉄塔) 【高さ20m~50m程度】

- ・亜鉛メッキのリン酸処理 (N4.5)
- ・亜鉛メッキ+塗装 (※こげ茶) ----- 自然公園法エリア または、
景観上重要な地域の場合

鋼管柱 【高さ15m~30m程度】

- ・亜鉛メッキのリン酸処理 (N4.5)
- ・亜鉛メッキ+塗装 (※こげ茶) ----- 自然公園法エリア または、
景観上重要な地域の場合

コンクリート柱 【高さ15m~20m程度】

- ・コンクリート色 (N7)
- ・こげ茶 (※) ----- 自然公園法エリア または、
景観上重要な地域の場合

※ こげ茶は 10YR 2/1 程度で、つや消しのものを標準とする。

(参考)景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (H16.3) こげ茶は10YR 2/1

2) 設備機器類の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

設備機器類は、鉄塔の配色に合わせることを基本としつつ、鉄塔が亜鉛メッキの場合であってもこげ茶が馴染む場合は選択する。

鉄塔が亜鉛メッキ (リン酸処理)、

コンクリート色の場合 ----- 低明度灰色 (N5程度)

鉄塔が塗装(※こげ茶)の場合 ----- こげ茶 (※)

なお、やむを得ず上記以外の色を選択する場合は、設備機器類を遮へいするため生垣等の設置を行うこと。

3) フェンスの色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

色彩は樹木の緑に馴染むようこげ茶 (ダークブラウン) を基本としつつ、周辺の状況からグレー又は亜鉛メッキを選択する。

※ こげ茶は 10YR 2/1 程度で、つや消しのものを標準とする。

(参考)景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (H16.3) こげ茶は10YR 2/1

■緑化

- 敷地内においては緑化に努めること。
 - 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、できるだけ目立たないようにする。
-
- 設備機器類の色彩に基準以外の色を選択した場合は、設備機器類を遮へいするため生垣の設置等を行うこと。
 - 生垣は、出来る限りフェンスの外側に設置するよう配慮するものとするが、不可能な場合は、フェンスの内側であっても出来る限りフェンスに近い場所の植栽し、徒長枝によりフェンスを隠蔽できるよう配慮すること。
 - 緑化にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定に努め、適切な維持管理を行うこと。

■その他

鉄塔等での運用

- 優れた景観を有する山岳等の近傍にあつては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。
- 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

○位置は、山並み景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。

○優れた景観を有する山岳等の近傍にあつては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。

- ・ 稜線上への鉄塔建設は認めないものとする。
- ・ 稜線上に建設しない場合であっても、稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮するものとする。
- ・ 景観上重要な地域では、主要な視点場から見て鉄塔が稜線を乱す位置及び高さとなる鉄塔建設は認めないものとする。

○神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

- ・ 歴史的資産への主要な視点場において、当該歴史的資産と鉄塔が重ならないこと。
- ・ 歴史的資産及びその周辺との景観の調和により、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。